

第10回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和6年1月25日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
- 第3 報告第1号 農地の賃貸借情報の提供について
- 第4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 その他

◎出席委員 (10名)

- 1番 樋口 國 先
- 2番 杉田 文 枝
- 3番 神野 充 布
- 4番 瓜田 晃
- 5番 山下 博 史
- 6番 菅野 能 弘
- 7番 佐藤 能 將
- 8番 加川 可名子
- 9番 長谷川 和 夫
- 10番 藤本 博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎 義典
- 事務局次長 中村 稔
- 主事 菊地 智皓

◎開会宣言

藤本会長	それでは令和 6 年新年を迎えました。今年もまた皆さんどうぞよろしくお願いいたします。ただいまの出席委員は 10 名出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第 10 回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りでございます。
------	--

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第 1>議事録署名員の指名を行います。会議規則第 18 条の規定により、本日の議事録署名員に 3 番神野委員、4 番瓜田委員にご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」という者あり)
藤本会長	ご異議等がないようでありますので、神野委員、瓜田委員を議事録署名員に決定をいたしました。

◎日程第 2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第 2>諸般の報告を行います。委員の皆様から報告事項があれば発言してください。
	(「なし」という者あり)
藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
中村次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それではお手元議案の 2 ページをお開きください。第 9 回総会以降の経過報告になります。1 月 5 日、令和 6 年新年交礼会が開催され、藤本会長、山崎局長が出席をしております。10 日、美深町地域担い手育成総合支援協議会幹事会と新規就農者等指導委員会と経営改善指導委員会が振興センターで開催され、事務局が出席をしております。23 日、美深町 4 H クラブ収穫感謝祭が文化会館 COM100 で開催されまして、藤本会長が出席をしております。同じく 23 日の日ですが、令和 6 年度の新年度予算の副長調査定が行われました。事務局で対応をしております。本日 25 日第 10 回美深町農業委員会総会が開催をしております。本日ですけれども、午後 7 時よりお寿司屋さん三浦さんの方で新年会を開催する予定であります。来賓として草野町長が出席の予定です。その下になります。
	9 回総会以降の予定です。1 月 26 日明日なんです、令和 6 年美深町議会第 1 回臨時会が開催される予定です。内容につきましては、COM100 のボイラーの補正、ボイラー修繕による補正他となっております。2 月 1 日、令和 6 年度予算町長査定が行われる予定で事務局で対応をしたいと思います。2 月 6 日、令和 5 年度会長・会長職務代理・事務局長研修会が旭川市内で開催され、藤本会長、長谷川代理、私が出席の予定です。13 日、令和 5 年度上川管内女性農業委員研修会が中富良野町で開催される予定です。杉田委員、加川委員が出席の予定です。2 月の 11 回の美深町農業委員会総会なんですけれども、カレンダーを見ますと 23、24、25 と 3 連休になりまして、26 日が月曜日になるのですが、今のところ月曜日 26 日を開催しようかという考えでありますが、皆様いかがでしょうか。

	(日程調整)
中村次長	では第 11 回美深町農業委員会総会 27 日の火曜日ということで進めてまいりたいと思います。以上報告となります。
山崎局長	局長。
藤本会長	はい、局長。
山崎局長	今の報告の中で、1 点修正をお願いいたします。2 ページの下を表なんですけれども、第 10 回以降、9 回から順ということで修正をお願いいたします。以上です。
藤本会長	ただいまの報告に対し、ご質疑等があれば承ります。ありませんか。
	(「なし」という者あり)
藤本会長	なければ次に進みます。

◎日程第 3 報告第 1 号

藤本会長	<日程第 3>報告第 1 号、農地の賃貸借情報の提供についての報告を求めます。事務局より説明をお願いします。
中村次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	ページめくっていただきまして 3 ページになります。 報告第 1 号、農地の賃貸借情報の提供について。農地法第 52 条の規定により、次の通り令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までに締結されました賃貸借における賃貸借料水準、これは反あたりになりますけれども、情報提供したので報告をいたします。田なんです、平均額△, △△△円、最高額△, △△△円、最低額△, △△△円。件数については△件となっております。畑の部、平均額△, △△△円、最高額△, △△△円、最低額△, △△△円。データ数は△△件となっております。これにつきましては、ホームページで公表することといたし、北海道に対しても報告することになってございます。報告は以上となります。
藤本会長	報告第 1 号についてご質疑ご意見を承ります。ございませんか。
	(「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、報告第 1 号、農地の賃貸借情報の提供については報告済みといたします。

◎日程第 4 議案第 1 号

藤本会長	<日程第 4>議案第 1 号。農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	はい、次長。

藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは4ページになります。議案第1号、農業経営版強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により美深町長より決定を求められた、令和5年度第8号農用地利用集積計画について審議を求めるものでございます。 整理番号34番、貸主、美深町字〇〇△△△番地△、〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。地目公簿原野、現況畑。面積△△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△, △△△. △△㎡のうち△△, △△△. △△㎡となります。これは使用貸借となります。まして、開始が令和6年1月28日から令和11年1月27日までの5年間となります。小作料は無償と書いてございまして、〇〇さん先代の方から、この土地についてはお手元の公簿にあります通り、原野ですとか沼地ということで、あまり条件がよろしくないところがあるというのと、それぞれ〇〇さんから〇〇さん、〇〇さんから〇〇さんというように、お互いに無償賃借をやっているという経過もございまして、無償となっております。これについては継続の使用貸借となります。〇〇〇〇さん、お父様のお名前なんですけども、土地の所有者が〇〇さんということで、一応念のため申し上げておきます。以上です。
藤本会長	議案第1号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって議案第1号、農用地利用集積計画の決定については原案の通り可決されました。

◎日程第5 議案第2号

藤本会長	<日程第5>議案第2号。農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは最終5ページになります。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による許可申請について次の通りありましたので審議を求めるものであります。 整理番号3番。売渡人、〇〇市〇〇△条△丁目△ー△△、〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇さん。買主、字〇〇△△番地、〇〇〇さん。土地の表示、美深町字〇〇△△△番。地目公簿田、現況田。面積が△, △△△㎡となります。契約の内容は売買。土地の引き渡し時期については、農地法第3条の許可日。売買価格につきましては、反当たりが△△, △△△円、総額△△, △△△円となるものでございます。売り渡しの権利設定の理由につきましては、右の方に書いてありますけども、国有財産を隣接耕作者に売り払いする。譲受人につきましては、経営地と隣接している農地であり、一体化することで農地利用の効率化を図るです。資料をつけてます。一枚物のカラーの写真を見ていただ

	きたいと思うんですけども、該当地につきましては、〇〇〇〇〇〇と〇△〇の間で〇△〇に近いところ、赤く囲ったところになります。赤く囲ったところの下あたりの部分につきましては、〇〇〇〇さんが現在田んぼを耕作していきまして、事実上この赤く囲った部分も耕作、お米を作っているということで、従来から使用しているというような形になります。説明は以上です。
藤本会長	議案第 2 号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。ありませんか。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって議案第 2 号、農地方第 3 条の規定による許可申請については原案の通り可決されました。

◎日程第 6 その他

藤本会長	< 日程第 6 > その他。委員の皆様から何かございませんか。 (「なし」という者あり)
藤本会長	なければ事務局から何かございますか。 (「なし」という者あり)

◎閉会宣言

藤本会長	なければ以上を持ちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 10 回美深町農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。
------	---

※終了 午後 1 時 4 7 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑤

署名委員 3 番

⑤

署名委員 4 番

⑤